

唐園藝術群 会則

(名称及び活動の場)

第1条 本会は唐園藝術群と称し、活動の場を徳島県 板野郡 板野町 唐園字東西窪4番地に置く。

(目的)

第2条 本会は、板野町を中心に徳島県内に暮らす様々な人が集まり、それぞれが持てる力を出し合い、豊かな暮らしを創造するための交流の場「唐園藝術群」を運営する。学年・学校が異なる子どもたちや、様々な経歴を持つ大人たちが交流し、みんなで食事をつくって食べること、体験学習や共同作業などにより、価値観が多様化する社会のなかで自ら生きる力を身につけていくための機会を提供する。

(事業)

第3条 本会は第2条に規定する目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 大人と子どもの居場所づくりに関する事業
- (2) 大人と子どもの地域交流に関する事業
- (3) 大人と子どもの食育に関する事業
- (4) 大人と子どもの体験学習の提供に関する事業
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 本会の会員は、本会の目的に賛同して入会し、本会が実施する事業及びイベントに協力する者とする。

(役員構成及び任期)

第5条 本会に役員を置く。役員は会員の中から4名を互選するものとする。

2 役員の中に以下の役職を設ける。役職に就く者は役員の中から互選するものとする。

- (1) 代表 1名
- (2) 監査 1名

3 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

4 委員に欠員が生じたときの補充役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第6条 代表は、本会を代表し、会務を総括する。

2 監査は、本会の会計及び活動状況等を監査する。

3 第一項および前項以外の役員は、代表を補佐し、本会の運営方針の決定に関与する。

(運営会議)

第7条 本会の運営に関する重要な事項を審議決定するための運営会議を置き、その開催は監査を除く役員の中員の出席をもって成立する。

- 2 運営会議は代表が招集し、その議長となる。
- 3 運営会議の議案は、監査を除く役員の中員の過半数の同意をもって決する。

(全体会議)

第8条 本会の運営に関する意思の共有を目的として、会員の中員を対象とした全体会議を開催する。

- 2 全体会議は、原則として毎年4月に開催し、前年度の事業報告、会計報告、当年度の事業計画、事業予算について説明をすることを目的として代表が招集し、その議長となる。
- 3 役員の中員の任期満了となる年度の全体会議においては、会員の中員より4名の役員を選出し、出席者の過半数の同意をもって決する。
- 4 全体会議は、出席者からの意見を尊重し、必要に応じて運営会議で検討したうえで、本会運営の改善や会員への回答を行う。

(経費等)

第9条 本会の経費は、助成金その他の収入金をもって支弁する。

- 2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 3 本会の会計報告は、年度の終了とともに代表が作成し、監査による確認のうえ、運営会議での承認を受け、その後に全体会議で説明を行う。

(会則の改廃)

第10条 この会則を改廃するときは、運営会議において監査を除く役員の中員の過半数の同意を得なければならない。

(細則)

第11条 この会則に定めるもののほか、本会の運営上で必要な事項は、運営委員において別に定める。

附 則

この会則は、令和5年5月22日から施行する。